

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和40年に結婚して以来、公的な手続及び各種保険料の納付については、平成9年頃に離婚するまで全て元夫に任せてきた。

申立期間①及び②は、元夫が国民年金保険料を納付済みであり、私が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の特殊台帳及び当時の住所地であるA市の国民年金被保険者名簿によると未納期間となっているが、調査の過程において、当該期間の国民年金保険料を昭和46年12月20日に同市現金取扱員に納付したことを示す領収証書の存在が確認できた上、これが還付された事跡も見当たらないことから、納付していたことは明らかである。

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和41年12月に交付されており、この時点において当該期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能であるが、昭和41年度印紙検認記録欄には検認印が見当たらないことから、同年手帳では現年度納付していたことはうかがえない。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付を任せてきたとするその元夫についてみると、昭和37年7月に加入した厚生年金保険被保険者期間中の同年11月に国民年金手帳が交付され、翌年の38年2月28日に満20歳まで遡って保険料を過年度納付していることが、後日、元夫から提出のあった同年手帳及び国庫金領収証書により確認できるとともに、申立人の元夫は満20歳から60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において未納が無く、厚生年金

保険との切替手続及びこれに伴う申立人の種別変更手続も適時に行い、遅滞なく保険料を納付していることが申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する領収証書により確認できるなど、申立人の元夫の納付意識の高さ及び年金制度に対する関心の高さが認められる。

また、申立人のオンライン記録によると、離婚前に事情により、申立人の住民票のみを異動したことにより未納となったとする平成7年4月から9年3月までの期間及び領収証書が存在した前述の申立期間②以外に未納とされている期間は、加入当初の申立期間①のみである。

さらに、申立期間①は8か月と短期間である上、その直後の昭和42年度以降の国民年金保険料については、申立人及びその元夫共に、元夫が厚生年金保険被保険者となっていた期間を除き、毎年、年度当初に1年分をまとめて納付していることなどを踏まえると、納付意識が高く、かつ、自身の満20歳までの保険料を過年度納付した実績を有する申立人の元夫が、申立人の申立期間①の保険料についても、同様に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 45 年に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を継続して納付してきた。

申立期間は、昭和 58 年 8 月に A 市から B 市へ転居した時期であり、当時 4 期に分かれていた 2 期目である申立期間の国民年金保険料は、A 市又は B 市の銀行で納付した。

申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付の記録となっているのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人は、手帳の交付を受けた昭和 44 年 12 月以降の申立期間を除く期間の国民年金保険料を完納している上、申立人の結婚に伴う国民年金被保険者資格の種別変更手続及び住居移転に伴う住所変更手続も適切に行われており、申立人の国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間中の昭和 58 年 8 月に B 市へ転居しているが、同市では当時、転入者に対し国民年金保険料が納付となっていない期間を確認の上、納付書を作成し窓口で渡していたと回答しており、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年同月 22 日に同市で住所変更手続が行われたことが確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和 58 年 8 月に転居後の B 市で住所変更手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料の納付書を入手していたと考えられる。

さらに、申立人は、その夫の給与から国民年金保険料を納付しており、当時、

申立期間の国民年金保険料を納付することが困難な経済状況ではなかったと陳述している。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、A市及びB市の被保険者名簿並びに特殊台帳を見ると、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、国民年金制度に関心の高い申立人が申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私は、申立期間当時は大学生だった。母から国民年金は大事なものだから加入しないといけないと言われていたので、平成4年3月頃にA市役所で加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を市役所内で納付した。その後の保険料は、母又は叔母が銀行の口座引落の手続きをしてくれて納付していた。

それなのに、申立期間が未納とされており納付できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された被保険者の資格取得日及び国民年金保険料の初回収納日から、平成4年3月頃に行われたと推認でき、A市はこの時点で当該年度の保険料の納付書を発行するとしており、加入手続き時に保険料を納付したとする申立内容と符合する。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間中に未納期間は無く、厚生年金保険との切替手続きもおおむね適切に行われており、納付意識の高さがうかがわれることから、加入当初で2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年2月1日から16年2月29日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が15万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から16年2月29日まで
年金事務所から、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が低すぎるのではないかとの問い合わせを受けた。年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は20万円から9万8,000円までとなっているが、申立期間以前と変わりなく41万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年2月1日から16年2月29日までの期間については、オンライン記録において申立人の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成16年2月29日）の後の同年3月12日付けで、14年2月1日に遡って、9万8,000円に引き下げられている。

しかし、当該遡及訂正は、2回の定時決定（平成14年10月及び15年10月）を超えて行われており、新たに別途1回の随時改定（平成14年2月）が追加される等、不自然な処理となっている。

また、A社に係る滞納処分票により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではない。

加えて、前述の滞納処分票を見ると、社会保険事務所は、当該遡及訂正直前の平成16年3月5日までは、申立人に連絡を取ろうとしているものの連絡が付かなかったことから、同年3月10日にA社の代表者に連絡し、同年3月11日に同人から同社に係る「適用事業所全喪届」の提出を受け、同年3月12日

付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

以上の事実を総合的に判断すると、平成16年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、申立人について、14年2月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の同年2月から16年1月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年11月1日から14年2月1日までの期間については、オンライン記録において、当該期間のうち、9年11月1日から10年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年9月8日付けで、9年11月1日に遡って、20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、前述の代表者は、「平成10年頃、申立人の給与を半分ぐらいにした。その時に、自身の標準報酬月額も下げていると思う。」と陳述しているところ、オンライン記録において、同人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたが、平成10年9月8日付けで、9年11月1日に遡って22万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人は、当初、申立期間は以前と変わりなく41万円の給与を支給されていたと陳述していたものの、当委員会のヒアリングにおいて、「代表者と二人だけになった頃から、余り給与をもらっていないかった。」と陳述を翻している。また、年金事務所は、A社は13年12月から社会保険料を滞納していることが確認できるものの、それ以前に同社が社会保険料を滞納した形跡は認められないとしており、代表者も、「私が代表者として事務をしている間は、保険料を滞納した覚えはない。」と陳述していることから、当該遡及訂正処理が不自然なものとはまでは言えない。

さらに、平成10年から13年までの定時決定について、遡及訂正等不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、平成9年11月1日から14年2月1日までの期間について、申立人は、保険料控除額等を確認できる給与明細書等を所持していない上、前述のとおりA社は、16年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の代表者は、「賃金台帳等、申立期間当時の資料は何も残っていない。」としているため、同社等から申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することもできない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から16年2月27日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月から16年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から16年2月27日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録によれば、申立人に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年7月11日付けで、5年11月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人以外に、元同僚4人についても、申立人と同日付けで、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できるところ、そのうち一人から提出された申立期間の給与明細書を見る

と、遡及訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、遡及訂正前の標準報酬月額（34万円）に近い36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険料の滞納が続いた。」旨陳述している。

さらに、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「B業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

以上の事実を総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から16年2月27日までの期間について、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額は、定時決定により20万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

しかし、申立人の当該期間の標準報酬月額については、A社の元事業主が、「標準報酬月額を引き下げたが、給与を下げたことはなく40万円ぐらいの給与を支払っていた。」と陳述していることに加え、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、平成16年2月の退職前6か月の平均給与額が42万4,000円となることから判断して、申立人は、申立期間において、標準報酬月額で41万円以上に相当する給与が支給されていたと推認される。

一方、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、前述のとおり平成6年7月11日付けで、5年11月1日に遡って41万円から20万円に減額され、申立人が資格を喪失する16年2月27日まで20万円のままとされていることが確認できるところ、前述の元事業主は、「申立期間当時は厚生年金保険料の滞納が続いたため、全従業員について、実際の給与支払額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出た。保険料は、給与支払額に見合った額を控除していた。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人と同時期の平成5年11月に、随時改定により標準報酬月額が34万円から20万円に減額されている同僚について、同人から提出された6年10月から7年3月までの期間及び同年5月から9年7月までの期間の給与明細書を見ると、給与支給額に基づく標準報酬月額は36万円となり、厚生年金保険料控除額は随時改定後の標準報酬月額（20万円）ではなく、随時改定前の標準報酬月額（34万円）に近い32万円から36万円までの標準報酬月額に見合う額となっている。

さらに、平成11年5月に資格を取得している別の同僚も、オンライン記録において、12年10月の定時決定により標準報酬月額が28万円から20万円に減額されているが、同人が保管する同年12月分、13年11月分、15年3月分、同年5月分及び同年11月分の給与明細書記載の給与支給額に基づく標準報酬月額は、28万円ないし30万円となり、当該定時決定から資格喪失月まで定時決定後の標準報酬月額（20万円）ではなく、定時決定前の標準報酬月額（28万円）に近い26万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かを確認できる資料は無いが、事業主の陳述及び同僚の保険料の控除の状況から判断すると、申立人は、申立期間において、平成5年11月の随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主が実際の給与よりも低い報酬月額を届け出たとしていることから、申立期間のうち、平成6年10月1日から16年2月27日までの期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年12月から20年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から21年4月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年2月及び同年9月の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年12月、20年1月及び同年3月から同年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、当該月の給与明細書は無いが、申立人提出の19年分及び20年分の源泉徴収票並びに前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしているものの、申立期間を含めた平成14年1月から20年9月までの期間について、申立人提出の給与明細書等において認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所の記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給与明細書等において認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年10月、同年12月及び21年1月については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成20年11月については、申立人提出の同年分の源泉徴収票及び給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と符合する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成21年2月及び同年3月については、給与明細書は無く、B市発行の申立人に係る平成22年度市民税・県民税所得証明書等を見ると、A社での給与支払金額及び社会保険料控除額は含まれておらず、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

このほか、平成20年10月から21年3月までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和27年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月21日から28年2月10日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には昭和24年4月に入社後、同社C営業所で勤務し、27年12月に同社D営業所への転勤辞令を受けた。同営業所で実際に勤務したのは、年末年始の休暇が明けた28年1月からであったが、申立期間も同社に継続して在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社員カード、雇用保険の加入記録並びに複数の同僚の陳述及び厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間もA社で継続して勤務し（昭和27年12月21日にA社C営業所から同社D営業所（厚生年金保険の適用は、A社E営業所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から提出された申立人に係る健

康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにおける申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和28年2月10日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年12月及び28年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月17日は55万円、20年7月25日は11万7,000円、同年12月15日及び21年1月28日は22万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月15日
④ 平成21年1月28日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めるとともに、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成19年12月17日は55万円、20年7月25日は11万7,000円、同年12月15日及び21年1月28日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に賞与支払届を届け出でなかったとして訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月17日、20年7月25日、同年12月15日及び21年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年12月17日は57万円、20年7月25日は21万7,000円、同年12月15日及び21年1月28日は22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月17日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月15日
④ 平成21年1月28日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めるとともに、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成19年12月17日は57万円、20年7月25日は21万7,000円、同年12月15日及び21年1月28日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に賞与支払届を届け出でなかったとして訂正の届出を行っている上、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月17日、20年7月25日、同年12月15日及び21年1月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から同年7月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、夫がA社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は昭和22年4月にC社(現在は、A社)に入社し、49年3月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が空白になっていることについて納得できないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の「厚生年金被保険者台帳」の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和31年7月1日にA社B営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和31年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成3年3月から同年9月までは19万円、同年10月から4年9月までは16万円、同年10月から5年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年9月までは17万円、同年10月から8年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から8年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社にB業務従事者として勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して大幅に相違していることが分かった。給与明細書等は保管しておらず、正確な給与支給額も覚えていないが、これほど低い標準報酬月額でなかったことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間前後に被保険者記録のある者14人全員のうち、申立人を除き所在の判明した9人に事情照会し5人から回答を得たところ、5人全員がB業務従事者であったとした上で、「オンライン記録は、実際に支給されていた給与額よりも明らかに低い標準報酬月額となっている。」と陳述している。

また、当該回答を得た5人のうち2人は、勤務期間のうちの一部期間に係る給与明細書を保管しており、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれの月についても、オンライン記録を上回っていることが確認できる。

さらに、当該給与明細書を保管している同僚2人のうちの1人は、申立人と

同じ勤務形態で勤務していたとしているところ、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額の見合う標準報酬月額のいずれか低い方は、当該期間におけるオンライン記録よりも、最も高い月においては2.653倍、最も低い月においても1.176倍となっていることから、申立人についても、少なくとも当該同質業務の同僚と同額程度はあったものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成3年3月から同年9月までは19万円、同年10月から4年9月までは16万円、同年10月から5年9月までは17万円、同年10月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年9月までは17万円、同年10月から8年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は適用事業所ではなくなっている上、申立人及び複数の同僚が社会保険事務を行っていたとする事業主は既に亡くなっていることのほか、申立期間当時の取締役から回答が得られないため不明であるものの、同僚の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和58年6月1日から同年9月1日まで
③ 平成2年4月1日から3年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた全期間、B社（昭和59年1月1日以前は、C社）に勤務していた期間のうち、昭和58年6月1日から同年9月1日までの期間、D社に勤務していた全期間に係る加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間については、各事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給料支払明細書及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があっ

たこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、C社から手交されたものとして7枚（昭和58年6月分から同年12月分まで）の給料明細票を提出しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り、経理事務担当者であったとする者は、「当該給料明細票は私が作成した。申立人は、申立期間当時勤務していた。」と陳述していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上述の給料明細票では、支給に係る各欄は確認できるものの、控除に係る各欄は全て破棄されていることから厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上述の当該給料明細票の作成担当者であったとする者は、「申立期間当時、C社は試用期間を設ける場合があり、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。試用期間を経て加入させることとした場合には、厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険を同日付けで加入させていた。」としているところ、申立人の厚生年金保険、厚生年金基金及び雇用保険の資格取得日は一致しており、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員二人についても、同日付けで厚生年金基金及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上述の7枚の給料明細票を見ると、C社において申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が有る昭和58年9月分以降には、皆勤手当欄が設けられている一方、被保険者記録の無い申立期間の同年6月分、7月分及び8月分の給料明細票については、皆勤手当欄が設けられていないところ、同社に係る前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り、同社のグループ企業で総務人事を担当していたとする者は、「皆勤手当又は精勤手当は正社員を対象とした手当であり、当該手当の対象となっていない期間は正社員ではなく、厚生年金保険に加入させていない期間と思われる。」旨陳述している。

申立期間③について、申立人は、D社にパートタイマーとして勤務した期間の給与支払明細書として「給与支払明細書 2年4月分」及び申立人の氏名が記載された紙片を提出しているところ、同社で管理部門全般を担当していたとする者は、「申立人に係る記憶はないが、当該紙片の従業員名が手書きになっていることから判断すると、パートタイマーであったと思われる。」と陳述していることから、申立人は、平成2年4月分の給与の計算対象期間において、パートタイマーとして勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の者は、「申立期間当時、パートタイマーは厚生年金保険に加

入させておらず、加入させていない者の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」と陳述している。

また、前述の者は、「申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険は同日付で加入させていた。」としているところ、D社に係るオンライン記録において、申立期間の始期である平成2年4月1日に資格を取得した者はいないものの、その翌日の同年4月2日付で厚生年金保険被保険者資格を取得している者19人のうち、雇用保険の被保険者資格の取得を確認できる者2人については、いずれも同日付で資格を取得していることが確認できるが、申立人については申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民健康保険の加入履歴について、申立期間当時の住所地であるE市に照会したところ、同市からは、「申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和59年7月31日に資格を取得し、平成11年4月27日に資格を喪失した記録が確認できる。」との回答を得た。当該国民健康保険の資格取得日及び資格喪失日は、それぞれ申立人がD社より前に勤務していたことが確認できるF社における資格喪失日及びE市からG市への転出日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年1月から15年5月までは34万円、同年6月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から16年1月1日まで
年金事務所の加入記録では、A社での勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。

申立期間の給料支給明細を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の平成11年及び14年の源泉徴収票、15年11月及び同年12月の給料支給明細、B市役所提出の平成12年度から15年度までの市民税・県民税課税台帳及びA社で同職種であった同僚提出の申立期間の給料支給明細から、平成11年1月から15年5月までは34万円、同年6月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、平成16年2月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られなかったものの、前述の市民税・県民税課税台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、市民税・県民税課税台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 12953 (事案 3630 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 16 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 21 日から 40 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 17 日から 45 年 11 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社(申立期間①)、B社(申立期間②)、C社(申立期間③)及びD社(申立期間④)に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされているが、私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行ったが、認められなかった。

今回、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料として、当時の厚生年金保険被保険者証を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間①、②及び④は同一の記号番号で管理されている、一方、申立期間③は、申立期間①、②及び④とは異なる記号番号により管理されていることが、申立人が申立期間に勤務した各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立期間に係る脱退手当金は、二つの記号番号により管理された全ての厚生年金保険被保険者期間を算定基礎とする支給額の計算が行われていることが確認できるところ、当時の脱退手当金支給に係る事務処理手順に照らすと、脱退手当金裁定請求書には、最終事業所での記号番号と異なる記号番号で管理されていた申立期間③の被保険者期間も記載されていたものと考えるのが自然であり、脱退手当金の請求時には申立人が関

与していたとするのが相当であること、申立期間④のD社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できること等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを示す新たな事情として、申立人が申立期間①、②及び④に勤務していた各事業所に係る前述の被保険者名簿において確認できる当該期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者証を提出しているところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において同被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人から提出された上記の同被保険者証には当該表示が無い。

また、当初の申立ての際の判断の理由として、前述のとおり、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間③を含め、全ての被保険者期間を算定基礎とする支給額の計算が行われていることから、脱退手当金の請求時には申立人が関与していたとするのが相当であるとしていたが、今回の再申立てを受け、申立人が申立期間に勤務した各事業所に係る前述の被保険者名簿、申立人の二つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る払出簿及びオンライン記録を改めて調査をしたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給決定時において、申立期間③についても、既に申立期間①、②及び④と同一の記号番号で管理されていた可能性が判明したことから、申立期間③について、申立人のみが知り得た情報であるとまでは言えず、前述のとおり、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求に関与していなかった可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和51年3月23日、資格喪失日は同年5月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月23日から同年5月26日まで
② 昭和51年7月1日から同年12月1日まで

年金事務所の加入記録では、私がC社（申立期間①）及びD社（申立期間②）に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社にE業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立期間当時の住宅地図を見ると、申立人が記憶する同事業所の所在地と符合する場所にA社という名称の事業所の所在が確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和51年3月23日、資格喪失日は同年5月26日）が確認できる。

また、B社は、申立人が入社時に提出したとする昭和51年3月20日現在の履歴書を保管しており、同社の取締役（申立期間当時の事業主の子）は、「申立人は、当社にE業務従事者として勤務していた。当社で最初の新規学卒採用者であったため、申立人のことはよく覚えている。」旨陳述している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録において確認できるA社での被保険者資格の取得日（昭和51年3月23日）及び離職日（昭和51年5月25日）は、

前述の未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和51年3月23日、資格喪失日は同年5月26日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる同僚の陳述等により、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、昭和55年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の関連資料は残存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨陳述している上、同人は、「前職での実務経験者であっても、入社後3か月程度の期間は試用期間として、継続して勤務が可能か否かを見極めてから厚生年金保険に加入させていた。実務経験も無く、数か月程度の短期間しか勤務していない者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

また、前述の同僚も、「D社での申立人の勤務期間は、半年間にも満たなかった記憶があり、その程度の勤務期間であれば、様子見期間として厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。」旨陳述している。

さらに、D社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年9月14日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社の営業所に正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、私の父親と懇意だった当時の同社社長から、B業務の勉強をしてから入社するように言われたので、職業訓練所でB業務の勉強を積み、同訓練所を卒業直後の昭和33年4月1日に入社した。」旨陳述しているところ、申立人提出のC機関発行の「B業務者手帳」には、申立人が申立期間直前の昭和33年3月22日にE訓練所を卒業した旨の記載が確認できる上、上記のB業務者手帳及び申立人が申立期間後に勤務したF社提出の申立人に係る「人事カード」に記載されたA社での申立人の勤務期間から判断すると、申立人は、同年4月1日から同年9月13日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社D営業所での給与計算業務について、申立期間を含めて継続して担当していたとする同僚は、「A社では、正社員であれば全員が入社後すぐに厚生年金保険に加入し、最初の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であったことが確認でき、申立人と同様に同社営業所に勤務していたとする複数の同僚は、「申立期間当時、A社営業所に勤務していたB業務従事者は全員が正社員であり、厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述しており、うち一人は、「B業務従事者としての経験及び知識も無い私が、A社に入社してすぐに厚生年金保険に加入していることから考えると、申立人も厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同一職種とする同僚の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、同社が保管する申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えには、申立人の氏名は確認できないとしている上、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間を含めてB社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の申立人に係る人事記録及び申立人提出の賃金台帳(給料)兼所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し(昭和52年12月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社が加入していたE厚生年金基金での申立人の加入記録から、申立人は、昭和52年12月1日に同基金での加入員資格を喪失し、同じ日に加入員資格を再取得していることが確認できることから、同社は、「当社が使用していた厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式であったと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE厚生年金基金における昭和52年11月の報酬標準給与月額の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 63 年 3 月まで

私が昭和 58 年に会社を退職した後、生活が厳しくなってきたので、妻が A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦の免除申請手続を行った。

その後も妻が、毎年夫婦の免除申請手続を一緒に行っていたのに、申立期間が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、会社を退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付又は免除の有無にかかわらず、基本的に会社を退職して厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で払い出されており、その前後の第 3 号被保険者の該当処理日等から、昭和 63 年 10 月頃に初めて申立人夫婦の加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 58 年 2 月 1 日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、夫婦のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する夫婦の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間は、制度上、免除申請をすることができない期間であるとともに、申立人の免除申請手続を一緒に行っていたとするその妻も申立期間における国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料について免除申請をするためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要である

ところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の妻は、申立期間当時における免除申請手続について具体的な記憶は定かではないと陳述している上、申立期間は5年間以上に及び、この間、毎年行っていたとする免除申請及び免除承認の記録が、夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から43年5月まで

平成23年9月に送付されてきた被保険者記録回答票によると、申立期間が、突然私の国民年金の加入期間として記録が追加されていた。

私はこれを見て亡き母が、私が昭和41年6月に会社を退職した時に、私に代わって国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたものと思った。

母は、何事にもきっちりした性格であり、間違いなく私の次兄及び三兄と一緒に国民年金保険料を納付してくれており、当時は会社を経営し経済的にも余裕があったので、住み込みで働いていた社員の保険料についても納付していたように思う。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る当初の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の実家であるA市において昭和42年2月に職権により払い出されており、40年7月22日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、同市における申立人の国民年金被保険者名簿により確認できるとともに、当該資格取得日を申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した41年6月1日に訂正した上で、現在の基礎年金番号に統合されたのは、平成23年2月であることがオンライン記録で確認できることなどから、申立人が申立期間の追加記録を見て思ったように、会社退職当時において、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったとは考え難い。

また、申立人の母親が、申立人の結婚前における国民年金保険料と一緒に納付してくれていたように思うとする申立人の次兄及び三兄の国民年金手帳

記号番号は、昭和 41 年 3 月に連番で払い出されているが、保険料の納付が開始されるのは、共にそれぞれの結婚から数年後であり、いずれも申立期間当時において納付記録が存在しない上、当時住み込みで働いていたとする社員のうち、記録が判明した社員の手帳記号番号は 46 年 3 月になって払い出され、申立期間を含む 47 年 3 月以前の保険料は未納であるほか、申立人の両親には国民年金の加入実績も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとするその母親は既に亡くなっていることなどから、当時の納付状況は不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年5月までの期間及び10年4月から12年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から9年5月まで
② 平成10年4月から12年5月まで

私は体調を崩して仕事を辞めたため、市役所へ免除手続に行ったところ、職員から免除はできるが、それ以前に未納があるので国民年金保険料を納付するよう請求された。その時の職員の態度が強く印象に残っていたので、免除期間中にアルバイトをしたお金を蓄え、翌年の免除期間終了後に納付金額は覚えていないが、免除期間前の申立期間①の保険料を納付した。

また、私は、平成12年6月に結婚して夫の会社に年金手帳を提出する必要がある、未納のままではいけないと思い、それまで何度となく実家に届いていた市の納付書を使用して、免除期間後の申立期間②の国民年金保険料として全額の約25万円を納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、市役所へ免除手続に行った際、職員からそれ以前の未納期間の国民年金保険料を請求され、翌年の免除期間終了後に免除期間前の申立期間①の保険料を納付したと申し立てているが、当該保険料の納付金額だけでなく、その納付場所及び納付方法等についても全く覚えていないと陳述していることから、具体的な納付状況を確認することができない。

また、申立期間②について、申立人は、結婚当時にそれまで何度となく実家に届いていた市の納付書を使用して、免除期間後の国民年金保険料として全額の約25万円を納付したと申し立てているところ、申立人が結婚した平成12年6月当時において、申立期間②のうち、大部分の期間の保険料は過年度保険

料であり、別途、社会保険事務所(当時)が発行する納付書により納付することとなることから、それまで実家に届いていたとする市の納付書を使用して納付することはできないものと考えられるほか、申立人が納付したとする金額は、申立期間②の保険料額と大きく異なるとともに、当該保険料の納付場所についても、申立人は昔のことでありよく覚えていないと陳述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 6 月まで

私は、勤務先を退職した翌月の昭和 55 年 6 月頃、親会社の敷地内で自営を始め、親会社の事務員から税務等についていろいろとアドバイスを受け、「国民年金の加入手続をするように。」と言われたので、妻に夫婦二人の国民年金の加入手続をするように頼んだことを記憶している。

妻は、A 市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続後、時期は覚えていないが同市役所内の銀行出張所の窓口で、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一括で 30 万円ぐらいを納付してくれたと思う。

しかし、妻は既に亡くなっているため、詳しいことは分からない。

妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は昭和 55 年 5 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、57 年 9 月 1 日に同資格を再取得しているが、申立期間において、国民年金の被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人が昭和 55 年 5 月 21 日まで加入していた厚生年金保険被保険者証の添付はあるが、国民年金手帳記号番号の記載が無いほか、厚生年金保険被保険者記号番号、氏名及び住所等も記載されておらず、申立人が区役所で国民年金の加入手続をした事跡は見当たらない。なお、日本年金機構では、「当該年金手帳は、申立人が勤務した会社で配布されたもので、最初に勤務した会社の厚生年金保険被保険者証を添付した

ものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を、夫婦二人分で30万円ぐらいを一括で納付したと申し立てているが、申立期間の保険料額は夫婦二人分で10万9,940円であり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていたとされる申立人の妻は亡くなっているため、当時の保険料納付等の状況を確認することができない上、申立人から申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年9月まで
私は、20歳の頃は大学生であり強制加入の義務はなかったが、昭和44年4月に国民年金に加入しており、A県の大学に通っていた時期と重なる。
両親が私の国民年金保険料を未納のまま放置するとは思えないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、昭和52年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、44年4月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は昭和51年12月頃に加入手続を行ったと推定できるが、この加入手続時点において、申立期間のうち、44年4月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和49年1月から50年9月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人に係る特殊台帳を見ても過年度納付がうかがえる事跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時はA県の大学に通っており、昭和44年頃に住民票をA県に移したと陳述していることから、申立人の両親が居住していたB県C市で申立人の国民年金の加入手続が行えたとは考え難い。

また、申立人がその父親から渡されたものであるとして所持する年金手帳を見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和44年4月1日と記録されているが、申立人の加入手続は前述のとおり51年12月頃に行われていることから、申立人が4年制大学を卒業し、制度上、国民年金の強制加入被保

険者資格を取得した時期が記録されたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該納付を行っていたとするその父親から「納付している。」と言われていたと陳述しているものの、詳しい納付状況は聞いておらず、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6200 (事案 3290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 43 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 51 年 3 月まで

年金記録確認第三者委員会での前回の決定を受けた後、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すメモ帳並びに売上及び国民年金保険料等の金額を記載した売上帳が見つかった。

申立期間①について、メモ帳を見ると当該期間を含む昭和 39 年 6 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料を、集金人に納付したことを示す日付が記載されている。

申立期間②について、売上帳を見ると、昭和 43 年 6 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料が記載されており、私が集金人に保険料を納付した。

申立期間は、いずれも国民年金保険料を納付しているので、当該期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が自身と申立人との二人分の国民年金保険料を集金人に納付したとしているところ、申立人の保険料を納付したとするその母親の記録は未納となっていること、申立期間②について、申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料等が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の決定後に、国民年金保険料を納付したことを示す記載がある資料が見つかったとして、申立期間①についてはメモ帳を、申立期間②については売上帳を提出し、再申立てを行っている。

申立期間①について、申立人提出のメモ帳を見ると、当該期間を含む昭和 39 年 6 月から 43 年 5 月まで、申立人の母親が自身と申立人との二人分の国民

年金保険料を集金人に納付したと主張する日付及び当該日付の間に年金は婦人会へという記載が確認できるものの、保険料額は記載されていない上、日付の右横に「母入院」、「退院」及び「祭り」の記載が確認できるものも見られ、当該日付が必ずしも保険料を納付した日付と判断することができない。

また、申立人は、当該メモ帳の記載内容については、集金人に納付した日付を記載したメモ書き等の原簿が有り、それを転記したものである旨陳述しているところ、申立人は、転記した時期についてははっきりと記憶しておらず、転記前の原簿は所持していないため、当該原簿の記載内容と符合しているか否かを確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする関連資料は上記メモ帳のほかには無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人提出の売上帳を見ると、年金として記載されている国民年金保険料額が、当時の実際の保険料額と相違していること、及び申立人の母親が亡くなった後の昭和44年3月から同年11月までの期間において、年金として記載されている金額の右横に、申立人とその母親の二人分を納付したことを示す「×2」の文字が修正ペンで消去されていること、並びに43年6月から51年3月までは申立人が集金人に保険料を納付し、同年4月以降は口座振替により納付したとしており、納付方法が相違しているにもかかわらず、申立期間後の同年4月から同年6月までについても、集金人に納付したとする同年3月までと同様に記載されている。

また、申立人は上記の売上帳について、時期は不明だが申立期間に売上等を記録していた原簿が有り、それを転記したものである旨陳述しているところ、申立人は、転記した時期についてははっきりと記憶しておらず、転記前の原簿は所持していないため、当該原簿の記載内容と符合しているか否かを確認することができない。

さらに、上記のメモ帳には、「S53年4月に48年迄逆か昇り25年で受け取れる年数+1年で入る」との記載が確認できるところ、申立人に対して二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年4月時点で、申立人は37歳であり、納付記録が無かった申立人に対して加入勧奨が行われ、この時点から納付が可能な48年1月まで遡って過年度納付し、60歳到達まで国民年金保険料を納付すると納付済期間は312月となり、受給資格期間を満たし、当該メモ帳の記載と合致することから、申立人は、受給権確保のために加入手続きを行い過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は7年6か月と長期間である上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする関連資料は上記売上帳のほかには無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から42年3月までの期間及び46年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から42年3月まで
② 昭和46年10月から48年3月まで

申立期間の頃、私は両親等の家族と同居して家業であるA業に従事していた。このようなこともあり、当時、家計の一切を担っていた母親が、私に代わって国民年金への加入手続を行い、私の国民年金保険料も他の家族の分と一緒に納付していた。保険料の納付方法は、最初は集金人を通じて、その後は市役所に行き納付していた。

国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿及び確定申告書控え等は引っ越しの際に処分して無いが、申立期間については母親が保険料を納付しているはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妹と連番で昭和42年5月に払い出されていることが確認でき、申立人及びその妹の加入手続はこの頃に行われたものと推認できる。この時点において、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、当該期間は、申立人の妹についても未納期間となっている。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳によると、いずれも当該期間に係る検認印は押されておらず、オンライン記録の内容と一致する。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付したとしている申立人の母親は既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

そのほか、申立人に係る特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納期間である旨記載されている上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

私は、国民年金の加入手続について全く覚えていないが、昭和37年7月に現住所に転居してしばらくした同年9月頃から、国民年金の集金をしていたAさんが来て、国民年金保険料を納付するようになった。保険料は、夫が毎月又は3か月に一度集金に来るAさんに、夫婦二人分を納めて領収証書を受け取っていたと思う。保険料額は最初一人分が100円で、時期は定かではないが200円になった記憶がある。

夫は亡くなり領収証書等も無いが、一緒に納付していた自身だけが未納となるとは考えられない。調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月26日に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたと推認され、この時点では申立期間のうち、一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間のうち過年度納付が可能である期間について、B市は申立期間当時、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の夫が集金人に納付したとする申立人の陳述と一致しない。

さらに、申立人は、集金人の名前及び申立期間当時の国民年金保険料額は記憶しているが、当時の収納方法である印紙検認方式及び国民年金手帳の交付を受けた等の記憶はなく、申立人の加入手続及び保険料納付を担当していたその夫は既に他界しているため、加入手続及び申立期間に係る保険料納付の詳細は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から59年3月まで

私が大学を卒業後の昭和49年頃に、A市から国民年金に加入するようという案内が届いたので、父と一緒に同市役所で加入手続を行った。その際、窓口の職員から遡って国民年金保険料を納められると聞いたので、その保険料は父が納めてくれたと思う。国民年金に加入後の保険料は、母が毎月自宅に来る集金人に納付を行い、集金人が来ないようになってからは、私又は母が近くの銀行若しくは信用金庫の窓口で納付したと思う。また、56年から3年間ほどB市に住んでいる間は、父が納付してくれていたと思う。

国民年金保険料は間違いなく支払っていたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和49年頃、A市から国民年金の加入案内が送られてきたので加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたと推認され、申立内容とは一致しない上、この時点において、申立期間の大部分は時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を遡って納付し、以後現年度納付をするためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、加入手続について具体的な状況は記憶しておらず、申立人の国民年金保険料の納付の大半を行っていたその母親は、毎月自宅に来る集金人に納付したとしているところ、A市では昭和58年度までは3か月ごとの納付であったとしており、集金人についても53年度以降はいなかった事を説明すると、金融機関で納付したかもしれないと陳述するなど、納付方法についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 25 日から 45 年 8 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社C営業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和45年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社C営業所に係る前述の被保険者原票において、整理番号が申立人の前後50番以内のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同一時期（おおむね前後2年）に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性30人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の者が多々見受けられ、当該支給記録が確認できる11人のうち、連絡先の判明した元従業員8人に照会したところ、3人より回答が得られ、そのうちの2人が、「申立期間に係る事業所を退職する際、脱退手当金に関する説明を受け脱退手当金を受給した。」と回答していることを踏まえると、当該事業所においては、

脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられ、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、B社から提出のあった厚生年金基金加入員番号簿を見ると、申立人の給付区分に「特別脱退」との記載が有り、当該記載について、当該事業所は、「被保険者の意向を受けて、厚生年金基金の代行部分を含めて厚生年金基金の全ての脱退手続をした場合は、『特別脱退』と記載される。」と陳述している。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月頃から 46 年 4 月 21 日まで
② 昭和 47 年 11 月頃から 49 年 8 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社（現在は、B社）で、C業務に従事していた。申立期間②はD社（現在は、E社）F営業所でG業務従事者として勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 10 人に照会し 7 人から回答を得たが、当該 7 人全員が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。さらに、当該 7 人全員が、「A社の業種はH業で、C業務に従事する従業員はいなかった。」と陳述している上、そのうち 3 人は、「C業務は、下請の I 社に発注していた。」旨陳述している。

加えて、申立人が、申立期間当時と一緒に勤務していたとする元同僚も、前述の被保険者名簿にその氏名が見当たらない。

なお、I社の元従業員の一人（被保険者資格取得日は、昭和 48 年 10 月

1日)は、「申立人の勤務時期及び身分は不明であるが、I社の従業員であったように思う。」と陳述しているものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和48年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

2 申立期間②については、申立人は、D社F営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社は、「当社保管の人事記録を確認したが、申立人に係る在職記録は見当たらず、当社が加入しているJ年金基金にも申立人の加入員記録が見当たらないことから、当社では申立人の厚生年金保険の加入手続は行っていないと考えられる。」としている。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員の一人は、「申立期間当時、D社のK市における拠点は、L営業所(K市M区)とF営業所(K市N区)であった。同営業所には同社の事務員が一人常駐していたが、G業務従事者は配置されておらず、同営業所に勤務していたG業務従事者は下請会社の従業員であった。」と陳述しているところ、同社F営業所に事務員として常駐していたとする別の元従業員は、「申立人がD社の従業員であったか下請の従業員であったかは不明であるが、申立人が記憶している業務は下請に発注することが多かった。」と陳述している。

なお、前述のD社F営業所に事務員として常駐していたとする元従業員は、「下請会社は多数あったが、主な会社としてO社、P社及びQ社があった。」と陳述していることから、オンライン記録において、当該3社における申立人の厚生年金保険への加入状況を調査したが、いずれの事業所においても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、夫は、私と結婚した昭和 58 年 7 月には既にA社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、勤務を始めた時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主が、申立人に関する資料が無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

また、A社の元従業員の一人名は、「会社から、入社後半年は厚生年金保険に加入できないと言われた。」としており、別の元従業員も、自身が入社したとする時期から約 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致しており、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚についても、両保険の被保険者資格の取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時、給与は 100 万円程度支給されており、給与額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 60 年 10 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 4 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 9 月 11 日付けで、昭和 63 年 8 月から平成 4 年 9 月までの期間について 8 万円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成 4 年 10 月 31 日)より後の 5 年 1 月 22 日付けで、昭和 60 年 10 月から 63 年 7 月までの期間について 11 万 8,000 円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記の記録及び複数の元従業員の陳述から、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、A社の代表取締役であったことが認められる。

また、申立人から提出されたA社に係る「総合推移損益計算書」を見ると、申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 4 年 6 月までの経常利益は大幅な赤字であったこと、及び厚生年金保険料の事業主負担分に該当する経費が同年 5 月以降は計上されていないことが確認できる。さらに、同社で経理事務を担当していた元従業員は、「A社では、平成 4 年 1 月頃から管理職の給与が未払となったため、退職した管理職が未払賃金の支払を求める裁判を起し、売掛債権が

差し押さえられたことから、一気に資金繰りが悪くなった。その後、社長である申立人から、社会保険事務所（当時）が厚生年金保険の適用事業所を廃止する届出をするように言ってきたという話を聞いた。」と陳述していることから、当時、同社は、経営状態の悪化に伴い、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、申立人は、「社会保険事務所への届出書類は自ら内容を確認し、会社印を押していた。」と陳述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、滞納保険料を減額するために申立期間に係る自らの標準報酬月額を減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 10 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

年金事務所の加入記録では、私がA社、B社（後にC社へ吸収合併）及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性53人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、23人に支給記録が確認でき、うち18人が被保険者資格の喪失日から7か月以上経過後に支給決定されている上、複数の同僚が「退職時に脱退手当金の説明を聞いた。」、「社会保険事務所（当時）で請求した。」旨回答していることから、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が、C社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和39年12月17日に支給決定されていることに不自然さはなく、申立人についても、退職時に脱退手当金の説明を受けていた可能性がうかがえる。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日以降の期間について、オンライン記録において、申立人の公的年金への加入歴が見当たらないことから、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を受

給することに不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①及び②の間に有るD社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 20 日から 61 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
しかし、申立期間もA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る労災保険の給付記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主は、「正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、申立期間当時、請負で使用していた業者であり厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。また、申立人の厚生年金保険の加入の経緯については、負傷で申立人が入院し、当該負傷を労災適用とするために申立人を労働保険に加入させたことから、申立期間後に退院した際に、申立人を正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いをせざるを得なかったものと記憶している。なお、申立人の在籍及び保険料控除に関する資料は残っていない。」旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 54 年 4 月 1 日から平成元年 2 月 21 日までの期間に、被保険者資格を取得している者のうち、所在が判明した 13 人に文書照会を行ったところ、複数の者が、「A社は正社員の厚生年金保険への加入はきっちりしていたので、加入記録が無い者は正社員ではなく、アルバイト又は臨時の扱いではないかと思う。」旨回答している。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間の被保険者記録が確認できる者

のうち、申立人と同じA社B営業所で勤務したとする複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての陳述等は得られなかった。

なお、申立人は、「A社C営業所の社長が昭和60年8月頃に同社B営業所に来て、正社員の者は厚生年金保険に加入させる旨の説明を行ったことを記憶していることから、自身はその頃に正社員となり、厚生年金保険に加入したはずである。」旨主張しているが、前述の事業主は、「申立人がA社C営業所の社長としている者は元夫であるが、給与及び社会保険事務について行ったことがない元夫が、そのような説明を行ったとは考え難い。」旨回答している上、申立期間にA社B営業所に勤務していたとする元従業員も、「A社C営業所の社長が、同社B営業所で当該説明を行った記憶はない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 26 日から 43 年 7 月頃まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 41 年 9 月から 43 年 7 月頃まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫の「元妻は、申立期間当時、妊娠しておなかが大きくなってからもA社に勤務していた。」とする具体的な陳述から判断すると、申立人は、申立期間頃までA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできない。」と回答している。

また、A社の元役員で申立人が勤務していた同社C営業所の責任者に照会を行ったところ、「申立人のことは記憶しているが、勤務していた期間については覚えていない。しかし、申立人が、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者資格を喪失しているのであれば、何らかの事情で申立人が正社員からパート雇用になったためと考えられる。申立期間当時、パート雇用の者は社会保険に加入させていなかった。」旨陳述しており、同時期に同社C営業所で勤務していた責任者の妻も、「申立人の在籍期間は記憶していないが、パート勤務であったと思う。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間における保険料控除について上述の責任者は、「正社員をパート雇用に取り替え、被保険者資格を喪失させた場合は、資格喪失後

に係る給与から厚生年金保険料を控除することはなかったはずである。」と陳述している。

加えて、申立人は、二人の同僚の名字を記憶しているところ、一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が見当たらず、残る一人については、氏名は確認できたものの、所在不明のためにこの者に聴取することはできなかった。

また、上述の被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録のある元従業員で所在が判明した19人に照会を行い、回答が得られた10人のうち、唯一A社C営業所で勤務していたとする者は、「申立人のことは記憶しているが、自身は申立人より先に退職したので、申立期間の事情については分からない。」と陳述しており、残りの9人については、いずれも同社C営業所以外の勤務地であったために、申立人のことは分からない旨回答していることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等について陳述は得られない上、自身の在籍期間を記憶する8人全員が、同社におけるオンライン記録に間違いはないと陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から28年11月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社B営業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。
しかし、私は、閉鎖となったA社C営業所から同社B営業所へ昭和24年1月1日に異動した後、申立期間を含めて30年8月末日まで同社B営業所に継続して勤務しており、申立期間において、病気療養のため健康保険被保険者証を使用した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿によると、同社B営業所は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ日の昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿から、同社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、照会への回答が得られた同僚のうちの一人は、「私は、学校を卒業した直後の昭和26年4月にA社B営業所に入社した。」旨陳述している上、別の一人は、「私は、昭和27年8月頃にD市のA社E営業所から同社B営業所へ異動したが、異動した当初は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除はされていなかった。厚生年金保

険の加入について、同社B営業所の従業員による話合いが行われ、28年11月から厚生年金保険に加入したことを記憶している。」旨陳述している。

さらに、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

なお、申立人は、「申立期間中に半年間程度の通院加療期間があり、健康保険被保険者証を使用した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」旨陳述しているものの、申立人が通院していたとする医療機関は、「申立人に係る診療録は保存年限経過のため残存していない。」旨回答しているため、申立人が使用したとする健康保険被保険者証の種類等を確認できない。

また、申立人が申立期間においてA社E営業所での厚生年金保険被保険者であった可能性について、同社に係る前述の被保険者名簿の縦覧調査を行ったが、申立人の記録は見当たらない上、当該被保険者名簿には、前述の同僚二人（うち一人は、A社B営業所に異動する以前の同社E営業所での被保険者期間を除く。）及び申立人が申立期間中の昭和25年から27年までの期間に退職した同社B営業所の同僚として名前を挙げた8人の記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から25年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私の夫がA社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の妻が申立人の同僚として名前を挙げた者は、申立期間の一部期間を含む被保険者記録が確認できる上、同名簿において確認できる同社の所在地が申立人の妻の陳述と符合することから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和29年8月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る商業登記簿謄本において確認できる当時の役員のうち、所在が判明した一人に照会したものの回答が得られないため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる15人のうち14人は、既に死亡又は所在不明であり、唯一所在が判明した申立人の妻が氏名を挙げた前述の1人に照会したものの、回答が得られないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整

理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年頃から 42 年中頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、A社にC業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る従業員カードの記録（雇入日は昭和 36 年 11 月 25 日、退職日は 40 年 9 月 15 日）及び雇用保険の加入記録（資格取得日は昭和 36 年 12 月 13 日、離職日は 40 年 9 月 15 日）から判断すると、申立人は、昭和 36 年 11 月 25 日から 40 年 9 月 15 日まで同社にC業務従事者として勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「申立期間当時、C業務従事者等の従業員については、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合であっても、当社が任命した役職者が、試行期間経過後に職場への定着状況を見極めた上で加入させる者を推薦していた。試行期間は、短い者でも1年間、長い者では5年間ないし6年間であった。」旨回答している。

また、B社は、「従業員を厚生年金保険等の各種保険に加入させる際には、従業員カードに被保険者資格の取得年月日及び被保険者番号を記載している。」旨回答しており、同社が提出した申立人と同職種の者の従業員カードには、失業保険（当時）、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日及び被保険者番号の記載が確認できるところ、前述の申立人に係る従業員カードには、失業保険の資格取得年月日（昭和 36 年 12 月 13 日）等は記載されているものの、厚生年金保険の資格取得年月日等の記載は確認できない。

さらに、B社は、「提出した従業員カード以外の申立人に係る資料等及び申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は残存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。しかし、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することはなかったと考えられる。」旨回答している。

加えて、申立人がA社で一緒に勤務した同職種の同僚として名前を挙げた3人は、各々の雇用保険の加入記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、雇用保険の被保険者資格を取得してから約3年5か月ないし5年1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、前述のB社の回答内容と符合している上、当該3人は、前述の従業員カード及び雇用保険の加入記録において確認できる申立人の退職日(離職日)の昭和40年9月15日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認でき、所在が判明した複数の元従業員に照会したところ、被保険者資格を取得する前から同社に申立人と同職種のC業務従事者として勤務していたとする22人は、同被保険者名簿から、記憶する入社時期から最長で約8年2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該22人及び申立人が名前を挙げた前述の3人のうち照会への回答が得られた1人からは、被保険者資格を取得するより前の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和36年頃から同年11月25日までの期間及び40年9月15日から42年中頃までの期間については、前述のとおり、B社提出の申立人に係る従業員カード及び雇用保険の加入記録から、申立人の雇入日は36年11月25日であること、及び退職日(離職日)は40年9月15日であることが確認できる上、同社及び複数の同僚に照会したものの、申立人の当該申立期間における勤務実態等を確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 19 日から 31 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間において、A社B支店のC営業所にD業務社員として勤務し、E業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の人事記録及び回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店（昭和 34 年 7 月にA社F支店となり、現在は、同社G支店）にD業務社員として勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B支店は、申立期間より後の昭和 37 年 4 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、申立人が勤務したとする同支店C営業所は適用事業所とはなっていない。

また、A社G支店は、「A社B支店のD業務社員は、同支店が適用事業所となった昭和 37 年 4 月 2 日まで厚生年金保険に加入していなかったと考えられ、保険料を控除することはなかったはずである。」旨回答している上、G支店が所属する同社総務課及び同社人事課も、「申立期間は、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、申立人の給与から保険料を控除することはなかったはずである。」旨回答している。

さらに、申立人がA社B支店の所長及び社会保険事務担当者並びに同支店C営業所の所長として名前を挙げた者は、いずれも所在不明である上、申立人が同営業所の社会保険事務担当者として名前を挙げた者は、既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を

確認できない。

加えて、申立人が自身と同様にA社B支店C営業所のE業務に従事していたD業務社員の同僚として名前を挙げた二人は、所在及び申立期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

なお、前述の人事記録において確認できる申立人がA社のD業務社員であった期間（申立期間を含む昭和30年9月19日から32年5月9日までの期間）のうち、昭和31年4月1日から32年5月9日までの期間は、オンライン記録から、申立人は、H被用者年金の期間であることが確認できるところ、同社総務部は、「当該期間は、『社員に準ずる者』の期間である。昭和32年5月10日にA社の正規社員となった申立人は、申立人の『社員に準ずる者』の期間（D業務職員として勤務した期間のうち、除外される当初の6か月間の翌月の昭和31年4月1日から32年5月9日までの期間）及び昭和32年5月10日から37年12月1日までの期間は、退職金の算定において、在職期間として算入される期間となったものである。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。